

(令和 5 年 3 月 28 日役員会決定)

京都大学外部ファンド連携ポリシー

1. 目的及び背景

京都大学は、産官学連携ポリシー（平成 19 年 3 月 29 日役員会決定）において「承継する発明等知的財産の活用、技術移転活動、シーズのインキュベーションならびに創造性・起業精神に富む人材の育成等については、地域や産業界、国、自治体等との連携のもと、学内外の智慧・人材を結集し、社会及び大学の発展に寄与すべく効果的に推進する。」ことを掲げている。

この目的に鑑み、京都大学の研究成果及び関連人材を最大限に活用し社会還元をより効率的に図るためには、当該目的の実現に資する本学外部の信頼ある機関と有機的に連携を行うことが重要である。とりわけ、京都大学の研究成果をその事業に活用し、又は京都大学の研究者若しくは卒業生がその起業や経営に関与するベンチャー企業に対して出資を行う民間投資ファンド運営者との連携・協力は、これにより民間事業者による効率的な事業運営をとおして京都大学の研究成果及び関連人材の活用によるイノベーション創出を期待することができ、有効な手段となり得る。

そこで、京都大学は、適切な民間ファンド運営者に対し、京都大学及びその子会社が行う京都大学の出資事業等への協力その他の貢献を求めるとともに、当該ファンド運営者に対しては、その運営するファンドに関して、京都大学の名称の使用を認め当該ファンドの発展に貢献することにより、本学の研究成果及び関連人材の活用の最大化を図るものである。

他方、当該連携を行うに当たっては、京都大学に寄せられる社会からの信頼を維持し、公的機関としての責任ある役割を果たすためには、当該連携先における法令やコンプライアンスの遵守を徹底し、当該連携先の事業活動が京都大学の信用に影響を与えることの無いように細心の配慮を行うことも必要である。

上記のような観点から、本ポリシーにおいて、京都大学が連携すべきファンド運営者及びそのファンド（以下、「連携ファンド」という。）の満たすべき条件その他当該連携に関する基本的な考え方について示す。

2. 連携の条件等

連携ファンドは、次の事項を満たしている必要がある。

- (1) 連携ファンドの出資額の 70 パーセント以上が、京大関連ベンチャー企業に出資されること。なお、「京大関連ベンチャー企業」とは、次のいずれかの事業者をいう。
 - ① 京都大学の研究成果その他の京都大学の知を活用することにより新たな需要や市場等の持続可能な社会における価値の創出が期待される事業を行う者
 - ② 京都大学の学術研究の進展に資する事業を行う者

- ③ その創業者又は代表取締役が京都大学の研究者又は卒業生等の出身者であって、かつ京都大学の教育・研究に係る協力、京都大学卒業生の支援その他の方法による京都大学への貢献の意欲を有している者
- (2) 連携ファンドの運営者が、次の事項その他合理的に京都大学が求める各事項に書面で同意していること。
- ① 連携ファンドの運営は、全て当該ファンドの責任において行われ、京都大学は生じた損害・損失等について一切の責任を負わないこと
 - ② 連携ファンドの出資先の選定その他連携ファンドの運営に関し、京都大学の名誉、信用又は評価を損ない得る行為をしないこと
 - ③ 京都大学の名称の使用に当たって、連携ファンドの運営に京都大学が関与しているとの誤解を生じさせてはならず、また、京都大学の社会的信用を低下させ得る方法及び態様で行わないこと
 - ④ 京都大学は、連携ファンド及びその出資先企業に関して、事前又は事後に連携ファンド運営者に適切な通知及び報告を行わせることができ、これに基づき、京都大学は、必要に応じて対象事項について意見をし又はその是正を求めることができること
 - ⑤ 上記及び(1)の条件の遵守がなされていないときは、京都大学は、直ちに連携の関係を解消することができ、連携ファンドは、京都大学の名称の使用を中止すること

3. 連携の方針

連携ファンドは、京都大学関連ベンチャー企業に関する起業相談等の起業前支援及び投資案件発掘並びに投資の実行及び投資後のハンズオン支援、シードからレイターに至る各ステージを通じた出資参画等により京都大学関連ベンチャー企業の支援を行うとともに、京都大学及びその子会社の行う出資事業その他の事業に関して、京都大学が要請する必要かつ適切な方法による協力を行う。

京都大学は、連携ファンドに対し、そのファンド名等に関して京都大学の名称の使用を認め、その他自ら必要と判断する協力を行う。

4 その他

本ポリシーの運用のために必要な具体的事項については、必要に応じて別途定める。